

「大阪府財政運営基本条例」に基づく公表

1 財政リスクの点検（新規事業）

（事業に伴う損失の防止）

第9条 府は、新たに事業を実施しようとするときは、これに伴う財政リスク（※）の把握に努めるとともに、予算編成の過程において、当該財政リスクの内容を明らかにするものとする。

※「財政運営に著しい影響を及ぼす危険又はその危険を有する事象」（第2条）

2 損失補償・債務保証の点検

（損失補償等の原則禁止）

第10条 府は、府以外の者の債務に関して、債権者その他の者に対し、あらかじめ損失補償の債務を負担しないものとする。ただし、債務を負担する必要性、当該府以外の者の財務状況及び損失補償に係る事業の採算性、補償する損失の範囲、補償の限度額の妥当性、損失の確定の時期、債務を負担する場合に財政運営に与える影響その他必要な事項に関し検討を行った結果、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、これらの事項を明らかにした上で、債務を負担することができる。

※債務保証も同様の規定（第10条第3項）

※既往の損失補償・債務保証についても点検・公表（附則第4項）

3 将来の財政リスクの点検

（財政リスクに関する情報の把握と明確化）

第23条 知事は、財政リスクを伴う事業のうち、府の財政運営に及ぼす影響が特に大きいものとして規則で定めるものについて、おおむね三年に一回以上、当該財政リスクの内容及び程度を検証し、かつ、財政上の損失の発生若しくは拡大を予防し、又は予想される影響を抑制するために講ずべき措置を検討するものとする。

2 前項の規定による検証及び講ずべき措置の検討の際に前提とした事情に著しい変動が生じた場合又は財政リスクの内容及び程度に大きな影響がある方針の決定若しくは変更を行う場合には、前項の規定による検証及び講ずべき措置の検討を改めて行うものとする。

3 前二項の規定により行った検証の結果及び検討を行った講ずべき措置は、特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

1 財政リスクの点検（新規事業）

- 新規事業については、財政運営基本条例第9条第1項に基づき、予算編成過程を通じて「府の財政運営に著しい影響を及ぼす危険（財政リスク）」の把握に努めた。
- その結果、予算措置を行った各事業は、いずれも現時点において財政リスクは小さい。
- 今後も、毎年度の予算編成過程において精査する。

◆主な新規事業

事業名	事業費 (千円)	説明
(1) 公共交通戦略推進費 (ライドシェア推進事業、新モビリティ推進事業)	75,751	今後、調査検討を行っていく中で、財政リスクを把握。
(2) グランドデザイン推進費 (大阪城公園接続デッキ整備事業)	50,000	今後、詳細設計を実施していく中で、財政リスクを把握。
(3) 不登校等対策の強化 (府立高校における「学びの多様化学校」の設置 に向けた調査検討)	3,000	今後、調査検討を行っていく中で、財政リスクを把握。
(4) 工業系高等学校の整備	25,922	今後、詳細設計を実施していく中で、財政リスクを把握。

※ 各事業の概要は、資料1「令和6年度当初予算案の概要」の【4】主な事業をご覧ください。

2 損失補償・債務保証の点検

大阪府財政運営基本条例第10条第1項及び第10条第3項に基づき、損失補償・債務保証を行うものについて点検した。

【 凡 例 】



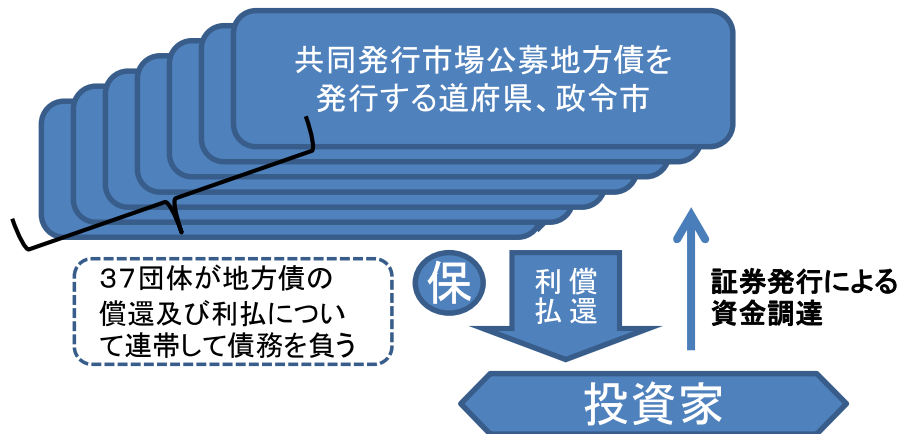
債務保証



損失補償

法人名	(共同発行市場公募地方債を発行する37団体)	事業名	○地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務(債務保証)
-----	------------------------	-----	------------------------------

事業スキーム



○スキームの概要

発行ロットの大型化による流動性の向上、連帯債務方式での発行及びファンドの設置などにより優れた商品性を実現するとともに、安定的な資金調達を行うことを目的として、全国型市場公募地方債を発行する地方公共団体のうち37団体が共同して証券を発行するもの。

○債務保証(連帯債務)の内容

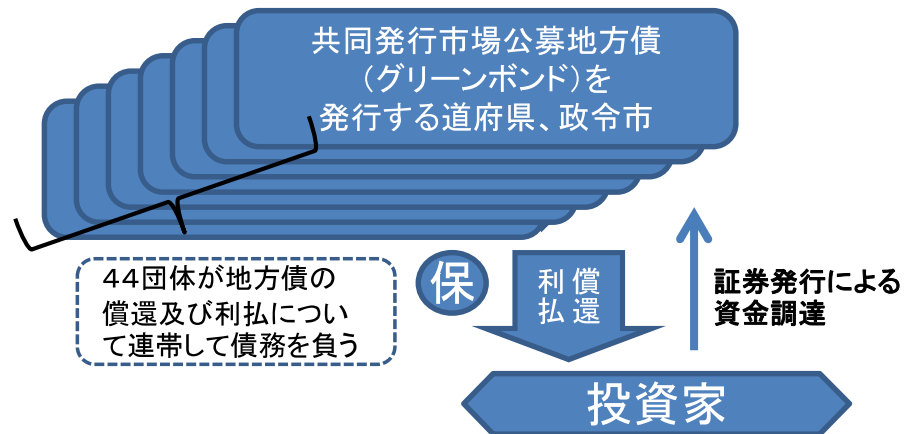
地方財政法第5条の7の規定に基づく連帯債務であり、37団体の各々が発行額の全額について、償還及び利息の支払いの責任を負うもの。

債務保証に係る点検内容

債務を負担する必要性	共同発行市場公募地方債の発行に際しては、地方財政法第5条の7の規定により連帯債務を負うことが義務付けられているため
債務保証に係る事業の採算性	地方債は、国の地方財政計画の策定等を通じた元利償還に対する国の財源保障等がなされていることから、参加団体が返済不能となることはないと考えられる。
保証する損失の範囲	共同発行市場公募地方債の総額から府の調達額を除いた額及びその利子額
保証限度額の妥当性	地方財政法第5条の7の規定に基づくもの
他の保証人その他の担保の有無	共同発行市場公募地方債を発行するすべての地方公共団体が相互に連帯債務を負う
債務を負担する場合に財政運営に与える影響	R6設定額 : 9,950億円 (設定残額 12兆8,210億円) (37団体の各々が発行額の全額の責任を負うもの)

法人名	(共同発行市場公募地方債(グリーンボンド)を発行する44団体)	事業名	○地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務(グリーンボンド)(債務保証)
-----	---------------------------------	-----	---------------------------------------

事業スキーム



○スキームの概要

発行ロットの大型化による流動性の向上、連帯債務方式での発行などにより優れた商品性を実現するとともに、安定的な資金調達を行うことを目的として、全国型市場公募地方債を発行する地方公共団体のうち44団体が共同して証券を発行するもの。

○債務保証(連帯債務)の内容

地方財政法第5条の7の規定に基づく連帯債務であり、44団体の各々が発行額の全額について、償還及び利息の支払いの責任を負うもの。

債務保証に係る点検内容

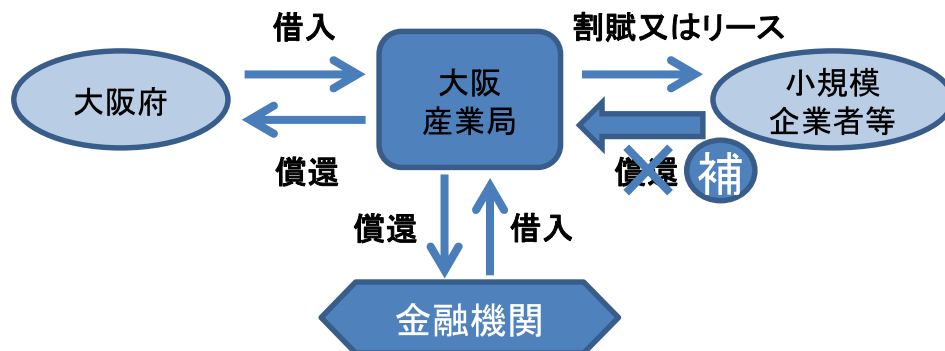
債務を負担する必要性	共同発行市場公募地方債(グリーンボンド)の発行に際しては、地方財政法第5条の7の規定により連帯債務を負うことが義務付けられているため
債務保証に係る事業の採算性	地方債は、国の地方財政計画の策定等を通じた元利償還に対する国の財源保障等がなされていることから、参加団体が返済不能となることはないと考ええる。
保証する損失の範囲	共同発行市場公募地方債の総額から府の調達額を除いた額及びその利子額
保証限度額の妥当性	地方財政法第5条の7の規定に基づくもの
他の保証人その他の担保の有無	共同発行市場公募地方債を発行するすべての地方公共団体が相互に連帯債務を負う
債務を負担する場合に財政運営に与える影響	R6設定額 : 1,330億円 (設定残額 2,420億円) (44団体の各々が発行額の全額の責任を負うもの)

法人名 (公財)大阪産業局

事業名

○小規模企業者等設備貸与事業損失補償

事業スキーム



○スキームの概要

小規模企業者等の創業及び経営革新に必要な設備の導入を促進するため(公財)大阪産業局が下記の事業を行うもの。

設備貸与事業(長期低利で割賦販売又はリース)を行う制度。必要となる資金は、府及び金融機関からの借入によりまかなっている。

○損失補償の内容

小規模企業者等が、(公財)大阪産業局に対して、債務不履行が生じた場合、府が損失補償を行う。

損失補償に係る点検内容

債務を負担する必要性	小規模企業者等の創業及び経営革新に必要な設備投資を支援するための制度であり、府として事業の必要性が高く、貸与機関である(公財)大阪産業局が事業を円滑に行うには府の損失補償が必要。
損失補償に係る事業の採算性	当該事業の進捗状況は、毎月報告を受けており、事故等の発生時に随時報告を受けていることから、事業の円滑な実施に支障を来すことはないと考えられる。
補償する損失の範囲	基準日までに生じた未収債権のうち、被貸与者からの保証金の残額や(公財)大阪産業局の貸倒引当金等の額を差し引いたもの。 (限度額：事業費の10%)
補償限度額の妥当性	府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている。
損失の確定時期	未収債権が基準日においても回収できる見込みがないとき。
債務を負担する場合に財政運営に与える影響	R6設定額：2.2億円 (設定残額：20.4億円)

法人の財務状況

(令和4年度)

◆貸借対照表

(単位：百万円)

資産合計	17,637	負債合計	9,524
流動資産	8,477	流動負債	1,165
固定資産	9,160	固定負債	8,359
		正味財産合計	8,113

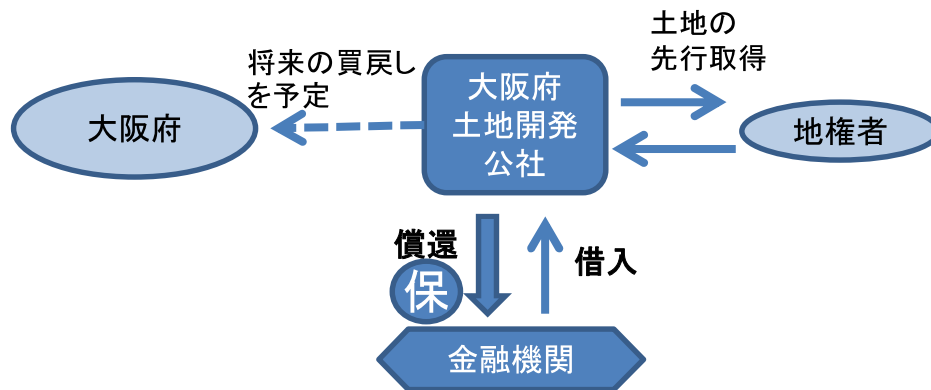
◆正味財産増減計算書

(単位：百万円)

当期経常増減額	△ 209
当期経常外増減額	72
当期一般正味財産増減額	△ 137
当期指定正味財産増減額	△ 102

法人名	大阪府土地開発公社	事業名	○公共用地取得事業資金借入金に対する債務保証
-----	-----------	-----	------------------------

事業スキーム



○スキームの概要

府が地域の秩序ある整備と府民福祉の増進に寄与することを目的に行う公共事業に必要な用地を先行取得するもの。必要な資金は金融機関から借入れる。

○債務保証の内容

金融機関からの借入に対する償還について府が債務保証を行う。

債務保証に係る点検内容

債務を負担する必要性	府の公共事業に必要な土地を先行取得するための制度であり、府として事業の必要性が高く、安定的かつ有利な金融機関からの資金調達には、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく府の債務保証が必要。
債務保証に係る事業の採算性	期限を決めて府が買い戻すこととしているため、府が契約を履行する限り採算性に支障を来すことはない。
保証する損失の範囲	土地開発公社が一部又は全部の債務を履行しない場合に残存する債務
保証限度額の妥当性	府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている
他の保証人その他の担保の有無	無
債務を負担する場合に財政運営に与える影響	R6設定額：167億3,949万4千円 (設定残額：363億6,141万7千円)

法人の財務状況

(令和4年度)

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	7,045	負債合計	6,143
流動資産	7,008	流動負債	1,354
固定資産	37	固定負債	4,789
		資本合計	902

◆損益計算書

(単位:百万円)

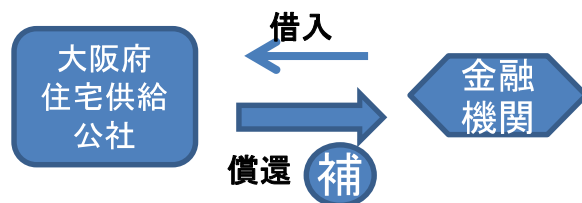
当期収入合計	4,947
前年度繰越収支差額	0
当期支出合計	4,948
当期純利益	△1

法人名 大阪府住宅供給公社

事業名

- ①大阪府住宅供給公社事業損失
②大阪府住宅供給公社賃貸住宅建設資金等借入

事業スキーム



○スキームの概要

住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するとともに、秩序ある住宅市街地の開発に資するため、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集合住宅及びその用に供する宅地を供給する事業。

○損失補償の内容

公社の金融機関からの借入の償還に対する損失補償。

損失補償に係る点検内容

債務を負担する必要性	居住環境の良好な集合住宅及びその宅地を供給する事業であり、府として事業の必要性が高く、安定的かつ有利な金融機関からの資金調達には府の損失補償が必要。
損失補償に係る事業の採算性	公社全体の借入金の償還計画が策定されており、府がこの計画性を確認しているため、事業に支障を来すことはないと考える。
補償する損失の範囲	弁済期限又は住宅供給公社が破産、民事再生等の法的整理手続開始の申し立てを受けた時点から一定期間後に保有資産の処分による弁済を行っても残存する未弁済額。
補償限度額の妥当性	府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている。
損失の確定時期	弁済期限又は住宅供給公社が破産、民事再生等の法的整理手続開始の申し立てを受けた時点から一定期間後に保有資産の処分による弁済を行っても未弁済額が残存する場合。
債務を負担する場合に財政運営に与える影響	R6設定額：123億4,400万円 (設定残額 260億2,300万円※R5年度末【見込み】)

法人の財務状況

(令和4年度)

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	219,240	負債合計	155,558
流動資産	15,456	流動負債	9,239
固定資産	203,784	固定負債	146,319
		資本合計	63,682

◆損益計算書

営業利益	2,394
経常利益	2,184
当期利益	1,816

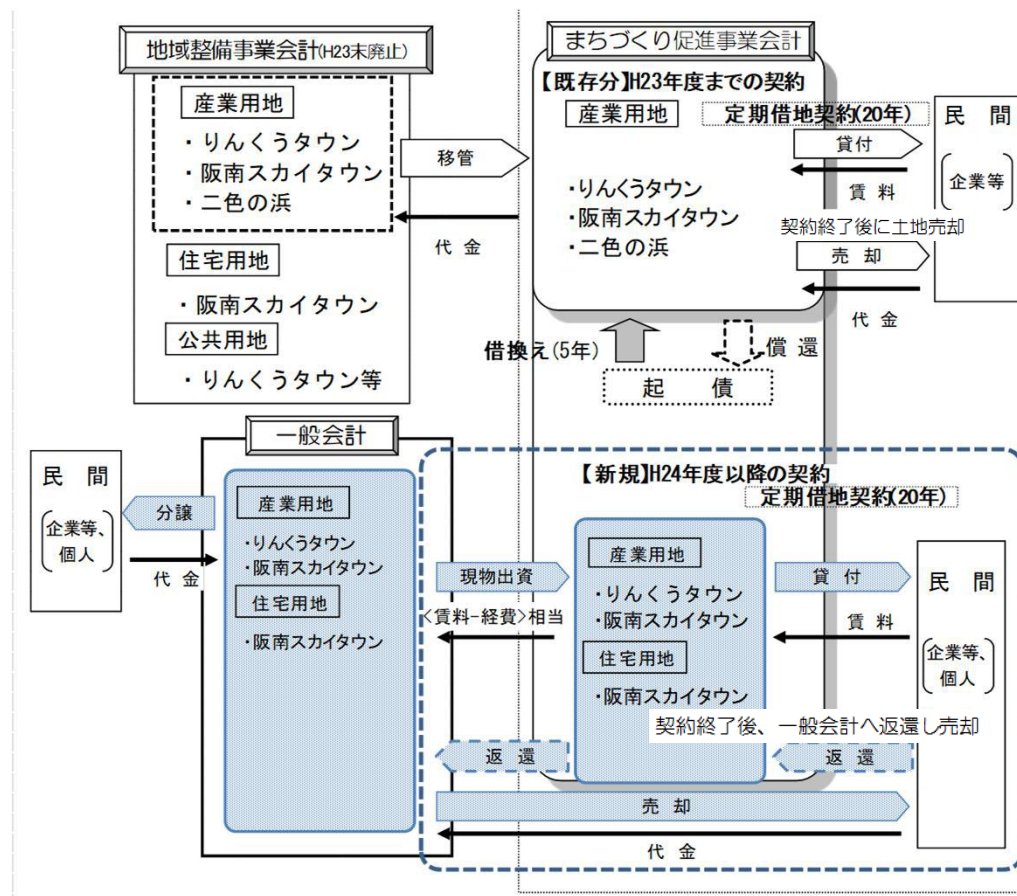
3 将来の財政リスクの点検

大阪府財政運営基本条例第23条に基づき、将来の財政リスクについて点検した。

(1) まちづくり促進事業会計（りんくうタウン、阪南スカイタウン、二色の浜）

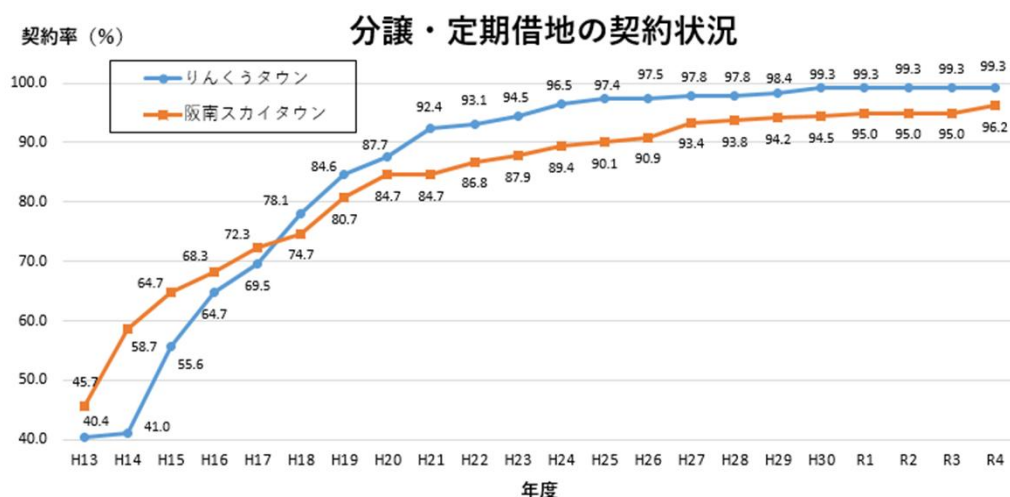
- まちづくり促進事業会計は、計画どおりに分譲が進まないりんくうタウン等の産業用地について、企業ニーズの変化を踏まえ、定期借地事業を本格的に導入することで、政策的に企業誘致を促進し、まちの早期立上げを実現するため、平成15年に設置したものです。
- この事業は、起債の発行により用地取得に必要な資金調達を行い、その償還は事業用地の売却収入を充てることにより、収支が均衡する仕組みになっています。その売却予定価格（簿価）は、1,141億円です。
- また平成24年度以降、地域整備事業会計廃止時に一般会計へ移管された土地について定期借地を行う場合には、一般会計から現物出資を受けて貸付し、当該土地の貸付収入に相当する納付金を一般会計へ納付しています。（貸付期間終了後は一般会計に返還）

事業の仕組み



○ りんくうタウン、阪南スカイタウン分譲・定期借地の契約状況

分譲等の契約率は、企業局事業の収束を決定した平成13年では、りんくうタウン40.4%、阪南スカイタウン45.7%でしたが、平成15年に『まちづくり促進事業会計』を設置し、定期借地事業を本格導入して以降、順調に契約がすすみ、令和5年3月末現在では、それぞれ99.3%、96.2%となっています。



【りんくうタウン】 令和5年3月31日現在

	計画 面積 (ha)	契約面積 (ha)		
		分譲	定期 借地	計
商業業務	29.6	6.1	23.5	29.6 (100.0%)
流通製造 加工	15.6	15.3	0.3	15.6 (100.0%)
住宅関連	7.7	7.7	-	7.7 (100.0%)
空港関連 産業	14.3	10.6	3.7	14.3 (100.0%)
工場団地	63.6	60.5	2.9	63.6 (100.0%)
公共施設	88.5	87.0	-	87.0 (98.3%)
計	219.3	187.4	30.4	217.8 (99.3%)

【阪南スカイタウン】 令和5年3月31日現在

	計画 面積 (ha)	契約面積 (ha)		
		分譲	定期 借地	計
住宅用地	38.3	36.4	0.5	36.9 (96.3%)
産業用地等	24.9	18.8	3.6	22.4 (90.0%)
公共施設	38.7	38.7	-	38.7 (100.0%)
計	101.9	93.8	4.2	98.0 (96.2%)

※ 端数処理のため、各欄の合計と合計欄は一致しない。

■ 財政リスクの内容・程度、講ずべき措置

令和5年度以降、順次、定期借地期間が終了しますが、起債の償還時までには土地が売却できない場合には財政負担が生じる恐れがあり、現在保有する土地が全く売却できなければ、起債償還額の752億円が必要となります。

このため、貸付期間中の売却を希望する定期借地事業者のニーズに柔軟に対応し、定期借地から分譲へと円滑に進むよう、貸付期間の終了を待たずに売却を進め、地域ポテンシャルの向上に努めていきます。

(2) 港湾整備事業特別会計 ① 阪南2区(ちきりアイランド) 整備事業

- 本事業は、港湾物流機能の強化・拡充や背後市街地の住工混在地域の環境改善などを目的として、岸和田市の沖合で行っている埋立事業で、平成10年度より着手しています。平成14年度以降、埋立土については、公共事業の建設発生土で行っており、埋立費用をかけていません。全体面積**141.7ha**のうち優先的整備区域(**77.7ha**)を対象にインフラ整備を行い、埋立地の土地処分(分譲・賃貸)を行っています。現在、埋立が終わった土地の処分状況は、**50ha**中**40ha**です。

■ 財政リスクの内容・程度

当該整備に係る優先的整備区域の事業費**451億円**(完成目標令和5年度)、賃貸及び売却収入**453億円**を見込んでいます。

令和4年度末時点では、事業費**433億円**、収入**268億円**であり、今後の事業費として**18億円**、収入**185億円**を見込んでいます。

土地処分が進まない場合や土地価格が下落した場合は、財政への影響が懸念されます。

■ 講ずべき措置

採算性確保のため、土地需要等を見極めつつ、インフラ整備を実施するとともに、企業立地に努め、土地処分を進めていきます。

※ 優先的整備区域とは、事業期間が非常に長期にわたることから、土地処分の可能性の高い区域を設定し、事業化した区域である。



(R5.8末現在)

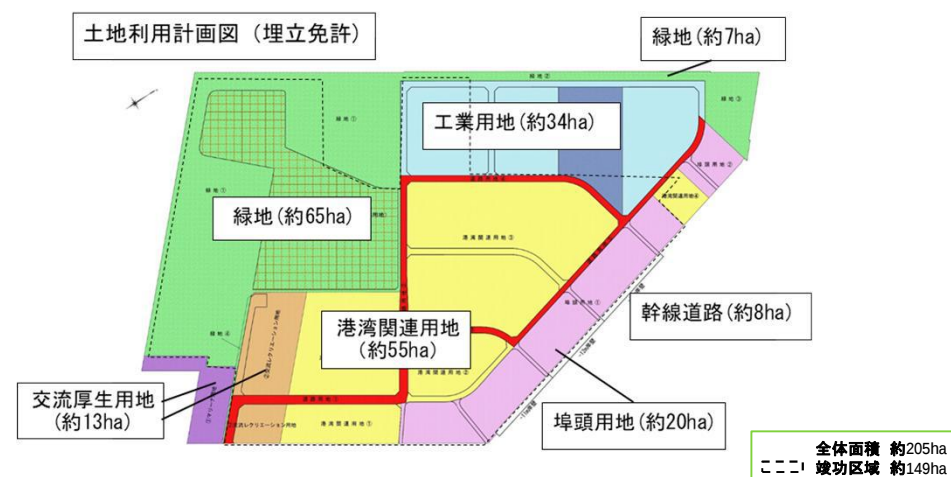
(単位: ha)

用途・面積	処分予定	内竣功済				
		内処分済				計
		賃貸	分譲	計		
供給処理施設用地	13.0	12.0	0.0	12.0	12.0	12.0
製造業用地	26.0	21.9	3.4	18.1	21.5	21.5
保管施設用地	34.1	16.3	5.4	0.6	6.0	6.0
マリーナ	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
埠頭用地	18.2	-	-	-	-	-
緑地	38.2	-	-	-	-	-
幹線道路	6.3	-	-	-	-	-
計	141.7	67.0	50.2	8.8	30.7	39.5

(2) 港湾整備事業特別会計 ② 汐見沖地区整備事業（泉大津フェニックス事業）

- 本事業は、近畿圏から発生する廃棄物の最終処分を行い、埋立てた土地を活用して、港湾機能整備を図る「大阪湾圏域広域処理場整備事業」により埋立を進めており、平成元年度より着手しています。インフラ整備が整い、土地処分（分譲・賃貸）するまでの間、中古自動車保管ヤード等として暫定的に利用しながら、事業を進めています。その後、港湾関連用地、工業用地等として土地処分を行うため、順次インフラ整備（道路工事・上下水道工事など）を行っていきます。現在、埋立が終了した土地**149ha**中**105ha**を中古自動車保管ヤード、メガソーラー等として利用中です。

汐見沖地区土地利用計画図



■ 財政リスクの内容・程度

当該整備に係る事業費**394億円**（完成目標令和**10年度**）、賃貸及び売却収入**795億円**を見込んでいます。

令和4年度末時点では、事業費**79億円**、収入**67億円**であり、今後の事業費として**315億円**、収入**728億円**を見込んでいます。

土地処分が進まない場合や土地価格が下落した場合は、財政への影響が懸念されます。

■ 講ずべき措置

採算性確保のため、土地需要等を見極めつつ、インフラ整備を実施するとともに、企業立地に努め、土地処分を進めていきます。なお直ちに土地処分が出来ない区域については、暫定的に中古自動車保管ヤード等として利用を行い、収入の確保に努めていきます。

(R5.7末現在)

(単位: ha)

用途・面積		処分 予定	内竣功済				備考(利用状況)
			内処分済				
			賃貸	分譲	計		
港湾関連用地	55.4	47.4	49.1	44.2	0.0	44.2	中古自動車保管ヤード等
交流厚生用地	12.6	7.6	11.6	4.8	0.0	4.8	
工業用地	34.0	30.2	10.1	2.5	0.0	2.5	
埠頭用地	19.8	-	17.1	9.4	-	9.4	中古自動車保管ヤード等
幹線道路	8.1	-	7.8	0.4	-	0.4	中古自動車保管ヤード等
緑地	71.8	-	53.1	44.0	-	44.0	メガソーラー、イベント広場
計	201.7	85.2	148.8	105.3	0.0	105.3	

(3) 大阪府住宅供給公社

- 地方住宅供給公社法により、府民に良質な住宅を提供していくため、大阪府の全額出資による公的団体として設立した特別法人であり、主に賃貸住宅等事業、宅地管理事業、府からの受託事業を行っています。

■ 財政リスクの内容・程度

公社はこれまで家賃収入・再生地処分益の確保等の経営改善に取り組み、令和4年度末の借入金残高は約**1,178億円**となっています。

このうち、約**272億円**（※）に対し、府は損失補償を付与しています。

なお、公社は令和4年4月に「自立化に向けた10年の取り組み」の流れをくむ「中期経営計画」（R4～R13）を策定し、引き続き、借入金残高の縮減（目標：令和13年度末**1,100億円以下**）に取り組んでいます。

※ グループファイナンスや過去の公社賃貸住宅建設資金などの借換に係るものです。

現在は、既に損失補償を付与している借入金の借換のみ損失補償の対象としており、新たな借入金については付与していません。

■ 講ずべき措置

府としては、社会経済情勢の変化に伴う借入金利の動向などを注視しつつ、公社における家賃収入の確保や、公社債の発行などの安定的かつ低利な資金調達等により、経営改善への取り組みが進むよう、引き続き指導を行います。

借入金残高の推移

（単位：億円）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
計画	1663	1627	1591	1541	1434	1398	1388	1363	1359	1220	1244
（うち損失補償）	(822)	(792)	(584)	(565)	(478)	(466)	(455)	(443)	(431)	(285)	(270)
実績	1622	1587	1534	1477	1417	1367	1321	1277	1238	1178	-
（うち損失補償）	(782)	(764)	(549)	(542)	(455)	(361)	(348)	(334)	(299)	(272)	-

※計画及び実績は、実質借入残高（借入金残高から現金預金を差引いた額）

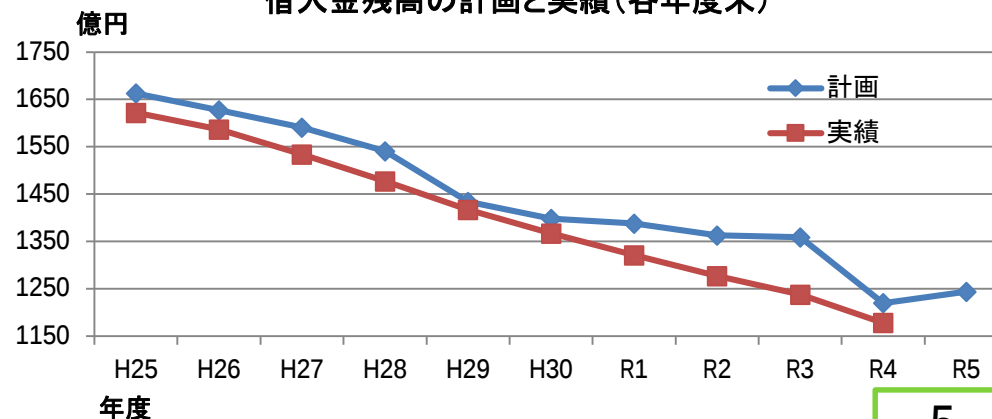
※計画（H25～H28）は「大阪府住宅供給公社経営計画」（平成24年4月策定分）に基づく値

※計画（H29～R3）は「大阪府住宅供給公社経営計画」（平成29年4月改定分）に基づく値

※計画（R4～R5）は「大阪府住宅供給公社中期経営計画」（令和4年4月策定分）に基づく値

賃貸事業等の収益を主な原資として、借入金の返済を行っていく予定です。
なお、平成30年度より建替えや団地の集約などの団地再編に着手するため、借入金の減少が緩やかになっています。

借入金残高の計画と実績（各年度末）



（４）大阪府道路公社

- 大阪府道路公社は、昭和**58**年に地方道路公社法に基づき設立され、大阪府の出資金及び国からの借入金などにより5路線の有料道路を建設し、管理運営しています（このうち3路線は高速道路会社に移管済み）。また、通行料金は建設等に要した資金の償還に充てられています。

■ 財政リスクの内容・程度

昨今の社会情勢変化などにより、有料道路事業許可取得時の予測交通量に満たない路線が存在することから、さらなる府の支出を回避できるよう、公社策定の中期経営計画に基づく経営改善の取組みを着実に実施することにより、料金徴収期間の満了時に、建設債務の償還残額（収支の不足額）が府出資金総額**911**億円（うち**411**億円放棄）の範囲内となるよう、取組みを進めています。

また、近畿圏の高速道路料金体系一元化のため、道路公社路線の高速道路会社への移管に取り組んでおり、平成**30**年**4**月に堺泉北及び南阪奈の移管を、平成**31**年**4**月に第二阪奈の移管を完了しております。

■ 講ずべき措置

建設債務を着実に償還していくために、公社策定の中期経営計画に基づいた、維持管理費縮減や人件費削減等の経営改善や、利用促進の取組みに努めるとともに、箕面有料道路は、接続する高速道路会社への移管をめざします。

各路線の概要

路線名	H30.4.1,移管2路線		H31.4.1,移管路線	管理2路線	
	堺泉北	南阪奈	第二阪奈	鳥飼仁和寺	箕面
延長	4.7km	4.6km	13.4km	0.7km	6.8km
供用年月日	H3.3	H16.3	H9.4	S62.2	H19.5
料金徴収期間満了	H30.3	H30.3	H31.3	R9.2	R29.5
建設費	257億円	651億円	1,246億円 (大阪府分)	102億円	501億円
内出資金総額 (内放棄額)	66億円	226億円 (215億円)	423億円 (196億円)	20億円	175億円
R4交通量 (台/日)	-	-	-	9,945	11,813
R4料金収入	-	-	-	3億円	19億円
料金徴収期間満了時点での収支	44億円	△189億円	△108億円 (大阪府分)	△36億円	△280億円